

各務原市告示第28号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月22日

各務原市長 森 真

区域の区分		昼間	夜間
種別	該当地域	(午前8時から 午後7時まで)	(午後7時から 翌日午前8時まで)
第一種区域	騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（平成24年告示第23号）第3条に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第一種区域及び第二種区域である地域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	区域区分が、第三種区域及び第四種区域である地域	65デシベル	60デシベル